

第4号議案 令和4年度事業計画について

会則第74条第1項の規定により、議決を求めます。

令和4年度事業計画(案)

令和4年度 事業執行に当たっての基本方針

行政書士法の制定から70年を数え、この間、様々な変遷を経ながらも大きな役割を果たしてきた行政書士制度は、加速化する国のデジタル化等の政策に呼応し、最も身近な法的サービスを提供する資格者としての責務を果たしていくため、時代の要請に的確に呼応していくことができる基盤を構築していく必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症が、今なお収束を見通すことができない状況にありますが、我が国の経済はウイズコロナをキーワードに、新たな社会構造を模索しながら活動を再始動し、行政においても事業復活支援金といった経済の復活や再興に向けた様々な施策を講じてきました。

そのような中、令和4年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻の勃発により、世界的に経済の混乱が生じてきていますが、このような時だからこそ、我々行政書士には、身近な「街の法律家」として、あるいは、行政との懸け橋として、国民の皆様や事業者の皆様に寄り添いながら様々な活動を行っていく使命があります。

進展する超高齢化・超少子化社会や長期化するコロナ禍の中にあって、社会のデジタル化は、我々を取り巻く様々な課題の解決策として有効な手段の一つです。急ピッチで進むスマート社会の流れの中で、津々浦々で活動を行っている行政書士は、地域の方々が誰一人取り残されることなく行政サービスを楽しむことができるよう、地域における「社会の担い手」として期待され、また、様々な問題を解決できる資格者としても求められています。

その一環として、国から求められるマイナンバー制度の拡充やGビズーIDの普及、行政サービスのDX（デジタルトランスフォーメーション）化によるスマート行政の実現に対し、行政書士制度がそれらの中枢に組み込まれることが肝要といえます。

このような問題意識に立って、次の施策を今年度の基本方針に据えて、各部・所が一丸となって本会の運営に全力で取り組んでまいります。

1 業務活動とDX

行政におけるDX化は、整備途上の段階です。引き続き行政におけるDX化の動向に注意を払いつつ、適宜検証を行うとともに、必要に応じて提言を行うなど、許認可業務をはじめ様々な分野における行政手続がよりスムーズに遂行することが可能となるよう、本会の各部門が連携を図る中で、戦略推進部と業務部等が主体となって行政へ働きかけてまいります。

2 超高齢化・超少子化社会とDX

今後、団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者となる一方で、将来を支える若年者層は減少の一途を辿ると見込まれます。先の行政書士法の改正により、目的に「国民の権利の実現に資する」ことが新たに追加されたことを受けて、行政書士の権利義務をはじめとする業務活動に更なる広がりを持たせる必要があります。

このため、中央研修所並びに業務部による会員の皆様に職域の確保や拡大につながる情報や方策の提供・伝達に加えて、適時適切な広報を通して、行政書士が身近な法的サービスを担う資格者であることを道民の皆様に広く周知する活動を行ってまいります。

3 研修事業とDX

これまでの研修は集合かつリアル一辺倒の感がありましたが、昨今はVODにより、本会のホームページから「何時でも、何処でも、何度でも」研修を受講できますし、リモートあるいはバーチャルによるハイブリットの双方向研修も標準化されつつあります。

このため、中央研修所が本会や各支部が実施する研修の中核・主管として、研修がより効率的、より身近なものとなるよう、更には、研修に必要なツールも提供することができるように取り組むほか、例えば、支部発信のリモート研修も実施できるようなシステムの構築にも取り組んでまいります。

4 多様性社会、持続可能性社会への対応

ロシアによるウクライナ侵攻は比類なき不幸な出来事ではありますが、我々行政書士にとっては、外国人に対する行政サービスの担い手としての幅が更に広がることにつながりました。この流れを的確に捉えて、SDGs（持続可能な開発目標）への参画による社会貢献活動を含め、行政書士制度の一層の維持発展に向けた取組を展開してまいります。

また、文部科学省の指針に添った法教育事業を通じた子供達への行政書士制度の周知活動や大きな社会問題の一つとなっている空き家問題への行政書士としての貢献活動等のほか、新たな活動についても検討しつつ展開してまいります。

申すまでもなく、本会の活動は、1,900名の会員一人ひとりの皆様のお考えや業務活動を基に成り立っています。その一方で、行政書士法による強制加入制のもと、会としての組織活動や組織力を求められています。そこには、集団としてのガバナンス（組織統治）がなければ、当然のことながら社会は認めてはくれませんし、社会のDX化にはアジャイル（敏速な）・ガバナンスが必須となります。加えて、本会の会員数もここ数年増加の一途にあります。それに伴って、会員の行政書士法をはじめ関係法令に違反する事例も増加傾向にあります。

このため、法規監察部と総務部において、ガバナンスをより機能させていくシステムの再構築を図り、会員の皆様が安心・安全に業務等の活動に邁進していくことができるよう取り組んでまいります。

そのためにも、会務の運営に対しまして、会員皆様のより一層のご理解、ご協力をいただきますよう、引き続きよろしくご協力をお願い申し上げます。